

○八王子市心身障害者福祉手当支給条例施行規則

昭和49年4月1日

規則第18号

改正 昭和49年9月30日規則第58号 昭和49年12月20日規則第79号  
昭和59年12月4日規則第38号 平成元年3月31日規則第8号  
平成3年2月4日規則第2号 平成3年3月30日規則第19号  
平成5年3月26日規則第5号 平成9年3月31日規則第28号  
平成11年3月31日規則第29号 平成12年7月31日規則第78号  
平成13年7月31日規則第75号 平成14年7月31日規則第62号  
平成14年12月27日規則第79号 平成15年3月31日規則第38号  
平成15年7月31日規則第65号 平成16年3月9日規則第3号  
平成16年7月30日規則第44号 平成17年3月31日規則第38号  
平成18年9月29日規則第78号 平成19年3月27日規則第8号  
平成22年3月31日規則第38号 平成22年7月20日規則第54号  
平成24年1月16日規則第2号 平成24年3月30日規則第26号  
平成24年7月18日規則第63号 平成25年3月29日規則第16号  
平成26年3月31日規則第12号 平成28年3月31日規則第21号  
平成28年12月27日規則第65号 平成29年9月15日規則第25号  
平成29年12月28日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、八王子市心身障害者福祉手当支給条例(昭和49年八王子市条例第25号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市規則で定める事由により申請を行わなかつた者)

第2条 条例第2条第1項に規定する市規則で定める事由により申請を行わなかつた者は、次に掲げる者とする。

- (1) 65歳に達する日の前日において第6条に規定する施設(以下この条において「施設」という。)に入所していた者で、65歳に達した日以後に施設を退所し、施設に入所していないもの
- (2) 65歳に達する日の前日において条例第2条第2項第1号に該当していた者で、65歳に達した日以後に同号に該当していないもの
- (3) 八王子市老人福祉手当支給条例(昭和46年八王子市条例第19号)附則第3項の

規定による失効前の同条例（以下「旧老人福祉手当支給条例」という。）に基づく手当を受給していた者（東京都の区域内の他の区市町村において旧老人福祉手当支給条例による手当と同種の手当を受給していた者を含む。）

(4) 65歳に達する日の前日において八王子市（以下「市」という。）の区域外に住所を有していた者で、65歳に達した日以後に市の区域内に住所を有しているもの

(5) その他市長がやむを得ないと認める事由により申請を行わなかつた者

（所得の額）

第3条 条例第2条第2項第1号に規定する市規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	3,604,000円
1人以上	3,604,000円に扶養親族等1人につき380,000円（所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）又は老人扶養親族にあつては1人につき480,000円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては1人につき630,000円）を加算して得た額

（所得の範囲）

第4条 条例第2条第3項に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によつて課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第2条第3項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特定適用利子等の額、同法第8条

第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によつて計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号から第4号まで又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となつた障害者（条例第2条第1項の支給要件に該当する者の所得の場合にあつては、その者を除く。）1人につき、27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円）

(3) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合は、35万円）

(4) 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（施設）

第6条 条例第2条第2項第3号に規定する市規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であつて、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設

(4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

の設置する施設

- (5) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であつて市長が定めるもの

(受給資格認定の申出)

第7条 条例第4条の規定による受給資格の申出は、心身障害者福祉手当認定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 条例第2条第1項に規定する障害者が同項に定める程度の障害を有する者であることを証する書類

- (2) 前年の所得(1月から7月までの月分の心身障害者福祉手当(以下「手当」という。))については、前前年の所得)の状況を証する書類

(認定及び却下の通知)

第8条 市長は、前条の申出を受理したときは、条例第2条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、心身障害者福祉手当認定通知書(第2号様式)により、当該申出をした者に通知する。

2 市長は、前項の調査の結果、受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書(第3号様式)により、当該申出をした者に通知する。

(調査の依頼)

第9条 市長は、必要があると認めたときは、前条の規定による調査を医師その他適当と認める者に依頼することができる。

(支払時期の特例)

第10条 条例第7条ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき。  
(2) 支払時期が経過した後において支払うべき理由があるとき。  
(3) 災害、疾病等市長が特に必要と認める理由があるとき。

(支払の停止)

第11条 市長は、受給者が第15条又は第16条に規定する届出を怠つたことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

(受給資格消滅の通知)

第12条 市長は、条例第8条の規定により受給者の受給資格が消滅したときは、心身障害

者福祉手当受給資格消滅通知書（第4号様式）により当該受給者であつた者に通知する。  
ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

（未支払手当）

第13条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払っていないものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

2 前項に規定する未支払の手当を受けようとする者は、未支払心身障害者福祉手当請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（手当の返還請求）

第14条 条例第9条の規定による手当の返還請求は、心身障害者福祉手当返還請求書（第6号様式）により、手当を返還すべき者に通知して行う。

（届出）

第15条 条例第10条の規定による届出は、心身障害者福祉手当異動（消滅）届（第7号様式）により行う。

2 条例第10条第3号に規定する届け出るべき事項とは、次に定める事項とする。

（1）受給者の氏名の変更

（2）その他市長が特に必要があると認めた事項

（現況届）

第16条 受給者は、毎年6月1日から7月31日までの間に、心身障害者福祉手当受給者現況届（第8号様式）に第7条第2号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認めたときは、この限りでない。

（状況調査）

第17条 第9条の規定は、条例第12条の規定による調査の場合に準用する。

（台帳登載）

第18条 市長は、心身障害者福祉手当受給者台帳（第9号様式。以下「台帳」という。）を備え、第8条第1項の規定により心身障害者福祉手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。ただし、台帳に記載すべき事項を電子計算組織に記録して管理する場合には、台帳の作成を省略することができる。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年9月30日規則第58号）

この規則は、昭和49年10月1日から施行する。

附 則（昭和49年12月20日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月4日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年2月4日規則第2号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にあるこの規則による改正前の様式については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成3年3月30日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年3月26日規則第5号）

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成9年3月31日規則第28号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第29号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月31日規則第78号）

この規則は、平成12年8月1日から施行する。

附 則（平成13年7月31日規則第75号）

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年7月31日規則第62号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成14年12月27日規則第79号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成15年3月31日規則第38号）
- この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月31日規則第65号）

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年3月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年7月30日規則第44号）

- 1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成17年3月31日規則第38号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第78号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成19年3月27日規則第8号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第38号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月20日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月16日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第26号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月18日規則第63号）

- 1 この規則は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市心身障害者福祉手当支給条例施行規則の規定は、平成24年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第12号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規則第65号）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市心身障害者福祉手当支給条例施行規則第5条第1項の規定は、平成30年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成29年9月15日規則第25号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成29年12月28日規則第31号）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の八王子市心身障害者福祉手当支給条例施行規則第3条の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による



